

群馬大学社会情報学部国際交流委員会内規

平成16年4月1日 制定

改正 平成18年4月1日 平成19年11月21日

平成20年10月1日 平成20年12月1日

平成27年4月1日 平成28年4月1日

平成29年4月1日 平成29年5月1日

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学社会情報学部常置委員会に関する規程第1条第2項の規定に基づき、国際交流委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 外国の大学等との交流に関すること。
- (2) 外国からの教員，研究員，学生等の受入に関すること。
- (3) 外国の大学等への教職員及び学生の派遣に関すること。
- (4) その他国際交流に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授会で選出された教員 1人
- (2) 学科から選出された教員 3人
- (3) 国際センター国際交流委員会内規第3条第4項の委員

(任 期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を

聞くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。

2 群馬大学社会情報学部国際交流委員会内規（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成19年11月21日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年5月1日から施行する。